

特別支援教育就学奨励費

学用品費・新入学学用品費・通学費の支給について (領収書・定期券等保管のお願い)

特別支援教育就学奨励費の学用品費・新入学学用品費・通学費の支給については、保護者様が実際負担した額に応じて、支給額を決定しています。

つきましては、審査の結果、上記費目の支給が決定した方には、改めて調書を送付する予定ですので、負担していることが確認できる領収書等を保管いただきますようお願い致します。(通学費の負担がある方については、年度末に調書を送付するのに併せ、年間の通学日数＜乗車の利用回数＞の確認を行います。)

※学用品費・新入学学用品費の支給については、以下のとおりとなります。

令和7年度	購入可能品目	支給限度額	購入限度額
学用品費 ※全学年	通学用服・通学用靴・ 上履き・帽子・ノート・ 鉛筆等、授業・学校生活で使 用するもの。	小学生 5,820円 中学生 11,370円	小学生 11,640円 中学生 22,740円
新入学学用品費 ※小学1年生 中学1年生 のみ	ランドセル・カバン・ 制服・通学用服・通学用靴 体操服・帽子等、入学準備の ため購入したもの。	小学1年 28,530円 中学1年 31,500円	小学1年 57,060円 中学1年 63,000円

* 小学生に学用品費を支給する場合 *

例 1) 20,000円分のレシートを用意した場合、購入限度額に達しているため、支給される額は支給限度額の5,820円です。

例 2) 10,000円分のレシートを用意した場合、購入限度額未満のため、支給される額は購入額の半額である5,000円です。

通学でバス又は電車を利用して
いる場合は、定期券やICカー
ドの写し等を保管して下さい。
児童・生徒本人が実際に利用し
た回数分(定期券は購入分)が支
給対象となります。

問い合わせ先

浦安市教育委員会 学務課学務係

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1

電話 047-712-6742(直通)

土日祝を除く

午前8時30分から午後5時